

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	11	府省庁名	金融庁
対象税目	<b>個人住民税</b> 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 居住者等が、平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を、平成 22 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の取得費を、実際の取得費に代えて、平成 13 年 10 月 1 日における金融商品取引所等における最終売買価格の 80%相当額とすることができる。</p> <p>・特例措置の内容 本特例は、平成 22 年末に期限切れとなるため、恒久化等、所要の措置を講じること。</p>		
関係条文	租税特別措置法 37 条の 11 の 2		
要望理由	<p>取得費特例を必要とする個人投資家が依然として存在するため、本措置を恒久化する必要がある。</p> <p>また、取得価額が不明な上場株式等を保有する個人投資家が、簡易な方法によりみなし取得価額を算出することができるため、投資家利便を確保する観点から有効である。</p>		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税 平成 22 年 12 月 31 日までの特例措置として、平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費を、平成 13 年 10 月 1 日の取引所等の最終価格の 80%相当額とすることができる。</p>	<p>・融資、補助金その他 なし</p>
	22年度の要望	<p>・国税 国税においても、同様の措置を要望</p>	<p>・融資、補助金その他 なし</p>
過去の要望経緯	平成 15 年 1 月から上場株式等の譲渡益について申告分離課税方式に一本化されたことに伴い、当該課税方式への円滑な移行に資するために特例措置が設けられた。なお、今回が初めての延長要望である。		
本要望に対応する縮減案	なし		